

平成31年度（令和元年度）国民健康保険税の算出方法について

更新:2019年06月17日

国民健康保険税は世帯単位で課税されます。

国保の役割は、みなさんの健康な生活を守ること、そのための健康づくりのお役に立ち、また、病気になったりケガをされたときの医療費を負担することです。あなたにかかる医療費は、(1)みなさんが納める保険税、(2)国の負担金など、(3)病気やケガで病院にかかったとき窓口で支払う一部負担金でまかなわれています。みなさんの納める保険税は国民健康保険を健全に運営していくための大切な財源です。納め忘れのないよう納期内に納付をお願いします。

保険税は、世帯単位で課税されます。6月中旬に、納税通知書を納税義務者である世帯主(擬制世帯主を含む)宛に送付します。

※擬制世帯主とは、国民健康保険被保険者でない世帯主のことです。納税義務や届け出義務は擬制世帯主が負うことになります。

I 保険税の求め方

保険税(年額)の求め方

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40歳以上65歳未満の人)
(1) 所得割額	(前年中の総所得金額等 - 33万円) × 10.4%	(前年中の総所得金額等 - 33万円) × 2.6%	(前年中の総所得金額等 - 33万円) × 2.8%
(2) 均等割額	被保険者1人当たり 25,100円	被保険者1人当たり 8,300円	被保険者1人当たり 9,700円
(3) 平等割額	1世帯当たり 36,700円	1世帯当たり 6,500円	1世帯当たり 5,200円
限度額	610,000円	190,000円	160,000円

※(1)所得割額は被保険者ごとに算出して、世帯で合計します。なお、擬制世帯主の分は除きます。また、総所得金額等は平成30年中(1~12月)の分です。

- ・1年間(年度)の保険税額は(1)(2)(3)の合計額です。
- ・年度途中で、世帯の被保険者に異動(加入や脱退等)があった場合は、その人の分についての税額を月割りで計算し直します。
 - a 年度途中で加入の場合は、加入された月からの分が加算されます。
 - b 年度途中で脱退の場合は、脱退された月の前月分までの課税となります。

モデル世帯算出例

● 2人世帯の場合（夫66歳：年金80万円、妻66歳：年金80万円）

区分	算出基礎	小計	7割軽減後
所得割額	(0円 - 330,000円) × 10.4% = 0円 (0円 - 330,000円) × 10.4% = 0円	0円	0円
均等割額	25,100円/人 × 2人 = 50,200円	50,200円	15,060円
平等割額	36,700円/世帯	36,700円	11,010円
医療分計（百円未満切り捨て）			26,000円
所得割額	(0円 - 330,000円) × 2.6% = 0円 (0円 - 330,000円) × 2.6% = 0円	0円	0円
均等割額	8,300円/人 × 2人 = 16,660円	16,660円	4,998円
平等割額	6,500円/世帯	6,500円	1,950円
後期分計（百円未満切り捨て）			6,900円
所得割額	(0円 - 330,000円) × 2.8% = 0円 (0円 - 330,000円) × 2.8% = 0円	0円	0円
均等割額	9,700円/人 × 2人 = 0円	0円	0円
平等割額	5,200円/世帯	0円	0円
介護分計（百円未満切り捨て）			0円
合計			32,900円